

○宇和島市住宅リフォーム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、住宅投資の波及効果による市内経済の活性化、併せて既存住宅の居住環境の質の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 持ち家住宅 本人、配偶者、親（配偶者の親を含む。）又は子が所有する住宅をいう。
- (2) 増改築 既存の住宅に増築すること又は既存の住宅の一部を解体し造り替えることをいう。
- (3) リフォーム 住宅の機能又は性能を維持又は向上させるため、住宅のを修繕、補修、模様替え、更新(取替え)等を行うこと。
- (4) 子ども 補助金の交付申請を行った日(以下「申請日」という。)の属する年度の末日において、18歳以下の者をいう。
- (5) 子育て世帯 子どもとその親が属する世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に在住する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住する持ち家住宅の増改築又はリフォーム(以下「リフォーム等工事」という。)を行う者
- (2) 次条の補助対象住宅に居住する者全員の申請日の属する年度の前年の所得総額が、550万円(子育て世帯については、550万円に子ども1人につき100万円を加算した額)以下であること。
- (3) 補助対象住宅に居住する者全員が、納期の到来した市税を完納していること。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、リフォーム等工事の着工時において、建築後10年以上を経過している住宅で、次に掲げる住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅(併用住宅の場合は、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供すものであること。)

(2) マンション等の共同住宅(2以上の区分所有者が存する建物をいう。)(持ち家住宅であって、人の居住の用に供する専有部分に限る。)

(補助対象工事等)

第5条 補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象住宅に係る次に掲げる全てを満たす工事とする。

(1) リフォーム等工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。)が50万円以上であること。

(2) 市内に本店、支店等事業所を有し、かつ当該事業所において工事請負契約を締結することができる建築業者等が施工するものであること。

2 次に掲げる工事に要する費用については、補助金の交付対象としない。

(1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事

(2) 門・塀等の外構工事

(3) 太陽光発電設備の設置工事(屋根一体型工事を含む。)

(4) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない工事

(5) その他補助金の交付が適当でないと思われる工事

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、リフォーム等工事に要する費用の10分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)を限度とし、当該補助金の額が20万円を超えるときは、20万円とする。ただし、補助対象住宅に子育て世帯が居住している場合は、リフォーム等工事に要する費用の100分の15に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)を限度とし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事着手前に宇和島市住宅リフォーム補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書又は請書の写し

(2) 工事内訳見積書の写し

(3) 住宅の全景写真及び補助対象工事を施工する箇所の写真

(4) 補助対象住宅に居住する全ての納税義務者の納税証明書

(5) 補助対象住宅に居住する全ての者の住民票の写し

(6) 補助対象住宅に居住する全ての者(所得のない子どもを除く。)の申請日の属する年の前年(申請日が1月から3月までの間の日であるときは、前々年)の所得課税

証明書(申請日において当該所得課税証明書の発行が開始されていないときは、所得の額を証明する書類)

- (7) 住宅の所有者及び住宅が建築後 10 年以上を経過していることを特定できる書類
- (8) 住宅の所在地が特定できる地図の写し
- (9) 住宅の所有者が申請者と別世帯の親(申請者の配偶者の親を含む。)又は子に該当する場合は、その関係を示す書類
- (10) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 この要綱に基づく補助金の交付申請は、同一住宅及び同一補助対象者につき 1 回限りとする。

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付を認めるときは、その旨を宇和島市住宅リフォーム補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第 9 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から 10 日以内に申請を取り下げることができる。

(工事完了実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助対象工事が完了したとき(増改築の場合において、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定による確認済証の交付を受けたときは、法第 7 条第 4 項及び法第 7 条の 2 第 4 項の規定に基づく検査を受けた日、それ以外のリフォーム等工事にあつては、工事請負業者から対象工事の引渡を受けた日)は、速やかに、宇和島市住宅リフォーム工事完了実績報告書(様式第 3 号。以下「完了実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事を施工する箇所の工程写真及び完成写真
- (2) 増改築の場合は、法第 6 条第 1 項の規定による確認済証の交付を受けたときは、法第 7 条第 5 項及び法第 7 条の 2 第 5 項の規定により 交付された検査済証の写し
- (3) 工事内容の変更によってリフォーム等工事に要する費用の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し及び変更後の工事内訳見積書の写し
- (4) 工事代金領収書の写し
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、補助事業者から完了実績報告書の提出を受けた場合は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇和島市住宅リフォーム補助金交付額確定通知書(様式第4号)により補助事業者へ通知するものとする。ただし、前条第3号に掲げる書類を受領した場合(リフォーム等工事に要する費用が減額となる場合に限る。)において、その内容を審査し適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を減額し、及び確定し、宇和島市住宅リフォーム補助金交付額変更確定通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定による額の確定後に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、宇和島市住宅リフォーム補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第13条 市長は、完了実績報告書の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象工事が第5条に規定する要件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (2) 前条の規定に基づく措置をとらなかったとき。
- (3) 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日要綱第24号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。